

関係事業者 各位

北海道環境生活部長

中古自動車等の輸出時の注意事項について

自動車リサイクルの推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、小樽港において使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づく適正な処理が行われずに解体された自動車が輸出されようとする事案が発生しました。

解体自動車につきましては、自動車リサイクル法に基づき都道府県知事の許可を受けた解体業者が、同法に定められた再資源化に関する基準に従って解体を行い、解体自動車の全部を製品の原材料として利用するものとして輸出する場合に限り、輸出することが可能となります。つきましては、中古自動車や解体自動車の輸出等にあたっては、次の事項に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 中古自動車として購入し、当該自動車を中古自動車として輸出する場合であっても、部品の取り外し、ハーフカット、ノーズカット及びルーフカット等を行う場合は、同行為を行う時点で既に使用済自動車になっているとして取り扱われます。これらの行為は自動車リサイクル法に規定する解体行為に該当するため、これらの行為を行う者は、自動車リサイクル法第60条第1項の規定に基づき解体業の許可を有している必要があります。
- 2 自動車から部品を取り外す行為はすべて解体行為となりますが、例外として、カーナビ、カーステレオを取り外す行為については、使用済自動車の解体ではないものとして取扱うほか、中古車輸出時において、コンテナに積み込む際の幅や高さ制限の問題から、ミラー・タイヤを取り外すことを余儀なくされ、取り外したミラー・タイヤを一体のものとして同じコンテナに積んで輸出する場合については、当該ミラー・タイヤの取り外しに限り解体行為とはみなさないこととしております。
- 3 また、自動車リサイクル法では、自動車の所有者は、当該自動車を使用済自動車となった場合は、第8条の規定に基づき、引取業者（自動車リサイクル法第42条第1項の規定に基づき登録を受けた者）に当該自動車を引き渡さなければならないこととなっており、いったん使用済自動車として引取業者に引き渡された車両は、必ず国内において自動車リサイクル法に則った処理を行わなければなりません。
 - ・ フロン類回収業者（自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づき登録を受けた者）はカーエアコンに充てんされたフロン類を適正に回収しなければなりません。

- ・ 解体業者が、使用済自動車を解体する場合には、当該自動車は引取業者（エアコンのない場合）又はフロン類回収業者（エアコンのある場合）から引き取る必要があり、引き取った使用済自動車からは、エアバッグ、バッテリー、タイヤ、廃油、廃液及び室内照明用の蛍光灯を回収しなければなりません。
 - ・ 引取業者、フロン類回収業者、解体業者等は、電子マニフェストによる報告を行わなければなりません。
- 4 解体業者の中には、引取業者やフロン回収業者を兼ねている場合もあり、このような解体業者に、解体して輸出しようとしている使用済自動車を引き渡すことも可能です。
- 5 上記の措置を適切に講じずに解体自動車を輸出しようとした場合は、次の罰則が適用される場合がありますので御留意ください。

違反内容	罰則
無登録営業（引取業・フロン回収業） （自動車リサイクル法第42条第1項、第53条第1項違反） 無許可営業（解体業）（自動車リサイクル法第60条第1項違反）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
無許可営業（産業廃棄物収集運搬業） （廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項違反）	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科
廃棄物の無確認輸出（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第10条第1項（第15条の4の7第1項において読み替えて準用する場合を含む。）違反）	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこの併科（未遂罪があるほか、予備罪の場合は2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科）

- 6 上記の措置は、自動車のハーフカット、ノーズカット及びブルーカット等を行う際の生活環境保全上の支障を防止する観点及びオゾン層保護並びに地球温暖化防止の観点から、自動車に含まれる廃油や廃液等の飛散又は流出の防止や、フロン類の漏洩を防止するために設けられており、適正な解体自動車の輸出の実施について、御理解と御協力をお願いします。

（環境局循環型社会推進課
廃棄物管理グループ）

(参考)

解体された自動車の具体例



ルーフカット自動車



ルーフカット自動車



車軸・エンジンを外した自動車



車軸・エンジンを外した自動車



車軸・エンジンを外した自動車



ボンネット・バンパーを外した自動車